

■ 必要病床数の推計について（法的位置づけ）

医療法第30条の4

都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。（略）

七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項（略）

イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第30条の13第1項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来の病床数の必要量」という。）

医療法施行規則第30条の28の3

構想区域における将来の病床数の必要量は、病床の機能区分ごとに別表第六の一の項に掲げる式により算定した数とする。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、病床の機能区分ごとに同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数をそれぞれ超えないものとする。

別表第六（第30条の28の3関係）

- 一 $(\sum AB + C1 - D1) \div E$
- 二 $(\sum AB + C2 - D2) \div E$

E：次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数（病床稼働率）【所与】

高度急性期機能	0.75
急性期機能	0.78
回復期機能	0.9
慢性期機能	0.92

別表第六（第30条の28の3関係）
備考より

A：当該構想区域の性別及び年齢階級別の平成37（2025）年における推計人口【所与】

$$(\sum AB + C1 - D1) \div E$$

B：次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数

- 1 高度急性期機能
病院又は診療所の一般病床において、医療資源投入量が3,000点以上である医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率【国の推計ツール】
- 2 急性期機能
病院又は診療所の一般病床において、医療資源投入量が600点以上3,000点未満である医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率【国の推計ツール】
- 3 回復期機能
病院又は診療所の一般病床又は療養病床において、医療資源投入量が225点以上600点未満である医療若しくはリハビリテーションを受ける入院患者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認める者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率【国の推計ツール】
- 4 慢性期機能
病院又は診療所の一般病床又は療養病床における入院患者であって長期にわたり療養が必要であるもののうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数にイに掲げる範囲内で都道府県知事が定める数を乗じて得た数に障害その他の疾病を有する入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数を加えて得た数を当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

イに掲げる範囲内…（パターンA）の数以上（パターンB）の数以下

C1：
当該構想区域において他の構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数

D1：
当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち他の構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数

- 3 その他の地域医療構想に定める事項
- (1) 構想区域における将来の病床数の必要量を含む将来の医療提供体制に関する構想及び当該構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進のほか、地域医療構想に定める事項は、①構想区域における将来の居宅等における医療の必要量、②その他厚生労働大臣が認める事項とすること。
 - (2) (1) ①の「構想区域における将来の居宅等における医療の必要量」は、次に掲げる数の合計数とすること。
 - ① 慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者であって、医療区分Iである患者の数の70%に相当する数。
 - ② 慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者であって、入院受療率の地域差を解消していくことで在宅医療等の医療需要として推計する患者の数（①に掲げる数を除く。）
 - ③ 医療資源投入量が225点未満の医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者の数から、当該数のうちイ）在宅復帰に向けて調整を要する者（医療資源投入量175点以上225点未満）、ロ）回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する入院患者、ハ）リハビリテーションを受ける入院患者であってリハビリテーション料を加えた医療資源投入量が175点以上となる医療を受ける者の数を控除して得た数。
 - ④ 当該構想区域の平成37年における性別及び年齢階級別人口に当該構想区域の訪問診療患者に係る性別及び年齢階級別受療率（在宅患者訪問診療料を算定する患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数に当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数）を乗じて得た数の合計数。
 - ⑤ 当該構想区域の平成37年における性別及び年齢階級別人口に当該構想区域の介護老人保健施設入所者に係る性別及び年齢階級別入所需要率（介護老人保健施設の施設サービス利用者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数に当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数）を乗じて得た数の合計数。

ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化と連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項

医療法施行規則第30条の28の4

法第30条の4第2項第七号ロの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 構想区域における将来の居宅等における医療の必要量